

湿地の登録

Q & A よくある質問

湿地の登録を進めよう

- 1 美しい湿地、生き物が豊かな湿地を発見し、調べる
1) 発見 2) 調査 3) イメージを持つ
- 2 地域で人々の合意を作る
1) 登録後のシミュレーション
2) 住民、農林漁業者などの間での合意形成
3) 自治体での意思決定
- 3 都道府県、市町村から政府(環境省)に要請
- 4 ラムサール条約事務局へ通知
- 5 ラムサール条約事務局が登録簿に掲載
- 6 国内外とのネットワーク活動

Q ラムサール条約湿地に登録されると、地元にとって何か得になることがありますか？

A はい、多くのメリットがあります。「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外から注目されます。例えば国際会議などの開催により注目を集めたり、学校教育や地域の生涯学習、あるいはレクリエーションや観光の対象として活用されます。また、地域の水産物、農産物に、ラムサール条約湿地の自然環境に支えられた特産品として、ラムサール・ブランドという付加価値が付くことも期待されます。

Q ラムサール条約湿地になると新たな規制があるのですか？

A いいえ、ありません。ラムサール条約は各締約国に、それぞれの国内法によって条約湿地を保全し、管理することを求めています。日本では、ラムサール条約に登録される湿地は、あらかじめ、国指定鳥獣保護区の特別保護地区、あるいは国立公園または国定公園等に指定されて、保全、管理されていますので、ラムサール条約湿地となることで、新たな規制は発生しません。国内法に基づく、ラムサール条約湿地の一層の保全や賢明な利用の推進が期待されます。

Q ラムサール条約湿地になっても、ノリ、モズク、アサリ、ホタテ、エビ・カニ漁などはこれまで通りできますか？

A 規制されることはありません。かえってラムサール条約というブランドがつくかもしれません。

Q ラムサール条約湿地になると、漁場の番屋とか農作業小屋とかをすぐに建てられなくなるのですか？

A そんなことはありません。左記にもありますように、ラムサール条約湿地になっても新たな規制はありませんし、国指定鳥獣保護区であってもそのような小規模な建物については許可は必要ありません。

Q ラムサール条約湿地に登録されると、国が土地を買い上げてくれますか？

A 国指定鳥獣保護区特別保護地区等では、国による買い上げ制度がありますが、予算の関係上、すべてを国が買い上げることは難しい課題です。湿地の保全と賢明な利用について、よりよい形を関係者の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

Q ラムサール条約湿地になって、野生生物の保護をするのはいいことですが、鳥やけものが増えて、農業や漁業の被害が大きくなることはありませんか？

A 鳥獣が被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。ラムサール条約は登録湿地の賢明な利用を目指しており、人と野生鳥獣との共生を大切にしています。適切な保全管理により、生態系のバランスがとれて、魚種や漁獲量が増えた例もあります。

Q ラムサール条約湿地になっても潮干狩りはできますか？

A もちろんできます。

ラムサール条約と条約湿地

湿地の恵み・豊かな暮らし



発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: 03-5521-8284 FAX: 03-3581-7090 メールアドレス: wildlife@env.go.jp

編集 特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル6F
TEL: 03-5614-2150 FAX: 03-6806-4187

協力・写真提供者 大塚高雄、岡本洋典、角野康郎、工藤孝浩、三条光司、鈴木孝男、太齋彰浩、花田正孝、風呂田利夫、
釧路国際ウエットランドセンター、(財)世界自然保護基金(WWFジャパン)、(財)日本鳥類保護連盟、(財)日本野鳥の会、
(社)全日本狩猟倶楽部、(社)大日本猟友会、日本雁を保護する会、日本湿地ネットワーク、日本白鳥の会、水生生物保全研究会、
美唄市、岡村洋典、幌延町、浜頓別町、小清水町、苫小牧市、釧路市、厚岸水鳥観察館、浜中町、
根室市春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター、藤井薫、三沢市、栗原市、大崎市、日光市、習志野市、新潟市、加賀市、
若狭町、名古屋市、琵琶湖水鳥・湿地センター、串本町、鳥取県、島根県、秋吉台科学博物館、九重森林公園株式会社、
薩摩川内市、NPO法人屋久島うみがめ館、那覇市、漫湖水鳥・湿地センター、沖縄県、石垣市、高橋和吉、宮川道雄、阿賀野市、
久米島町(敬称略、順不同)

禁 無断転載 [改09.08]

この印刷物は再生紙を使用しています